

## 9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [ 1 ] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 松山市内部の推進体制

##### ① 中心市街地活性化関係課等長会議

新たな松山市中心市街地活性化基本計画を策定するに当たり、基本方針、目標等を定めるとともに、基本計画に定める各種事業を円滑かつ確実に実施するため、関係課等長会を設置し、計画内容の庁内横断的な検討を行うとともに、情報交換を行っている。

##### ■関係課等長会議・名簿

| 区 分 | 所 属 ・ 役 職 名                |
|-----|----------------------------|
| 会 長 | 開発建築部 市街地整備課長              |
| 委 員 | 総合政策部 企画戦略課長               |
| 委 員 | 総合政策部 シティプロモーション推進課長       |
| 委 員 | 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課長      |
| 委 員 | 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課長       |
| 委 員 | こども家庭部 保育・幼稚園課長            |
| 委 員 | 都市整備部 都市・交通計画課 地域デザイン担当課長  |
| 委 員 | 都市整備部 道路建設課長               |
| 委 員 | 都市整備部 道路河川管理課長             |
| 委 員 | 都市整備部 交通拠点整備課長             |
| 委 員 | 都市整備部 交通拠点整備課 市駅前広場整備担当課長  |
| 委 員 | 開発建築部 公園管理課長               |
| 委 員 | 開発建築部 住宅課長                 |
| 委 員 | 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課長        |
| 委 員 | 産業経済部 企業立地・産業創出課 商店街元気担当課長 |
| 委 員 | 産業経済部 観光・国際交流課長            |
| 委 員 | 産業経済部 道後温泉事務所長             |
| 委 員 | 教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館事務所 課長 |
| 事務局 | 開発建築部市街地整備課                |

■関係課等長会議の検討経過

| 年月日       | 議題等  |
|-----------|--|
| 令和7年8月14日 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 第3期計画の進捗状況<ul style="list-style-type: none"><li>・中心市街地活性化基本計画の概要</li><li>・目標指標の状況</li></ul></li><li>2. 第4期計画策定に向けた市民アンケート</li><li>3. 第4期計画の素案<ul style="list-style-type: none"><li>・方針・目標</li><li>・区域</li><li>・目標指標</li><li>・掲載予定事業</li><li>・策定スケジュール</li></ul></li></ol> |

② 松山市議会

## [ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 松山市中心市街地活性化協議会の概要

株式会社まちづくり松山及び松山商工会議所が共同設立者となり、平成 19 年 8 月 24 日に松山市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)が設立されている。

協議会は、松山市中心市街地活性化基本計画の策定及び実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整及びまちづくり事業をサポートすることにより、松山市中心市街地の活性化を図り、引いては松山市の発展に寄与することを目的としている。

協議会の会員は、株式会社まちづくり松山(法第 15 条 1 項 1 号に該当する団体)及び松山商工会議所(法第 15 条 1 項 2 号に該当する団体)のほか、松山市の中心市街地で、市街地整備改善、都市福利、中心部居住、商業の活性化に関する事業を実施しようとする者および、松山市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者などで構成されている。

なお協議会には、正会員、準会員で構成される運営会議を設置しており、タウンマネージャーの選出、個別プロジェクト検討会議の内容、本協議会の運営上重要かつ緊急を要する事項を審議し、議決することとしている。

#### ■松山市中心市街地活性化協議会役員名簿(令和 7 年 4 月 1 日現在)

| 役職名 | 組織名        | 組織上の地位      | 氏名     |
|-----|------------|-------------|--------|
| 会 長 | 松山商工会議所    | 副会頭         | 宮崎 光彦  |
| 副会長 | (株)まちづくり松山 | 代表取締役社長     | 加戸 慎太郎 |
| 監 事 | (株)伊予銀行    | 地域創生部 部長    | 赤塚 昌弘  |
| 監 事 | (株)愛媛銀行    | 常務執行役員 総務部長 | 三宅 和彦  |
| 監 事 | 愛媛信用金庫     | 営業統括部長      | 中村 学   |

#### ※松山市中心市街地活性化協議会・運営会議

松山商工会議所、(株)まちづくり松山、松山市、(公財)松山観光コンベンション協会、(株)伊予鉄グループ、松山市商店街連盟、道後温泉誇れるまちづくり推進協議会、(一社)お城下松山

#### ■松山市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー・まちづくりコーディネーター

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

| 役職名           | 組織名          | 組織上の地域  | 氏名    |
|---------------|--------------|---------|-------|
| タウンマネージャー     | 愛媛大学地域協働推進機構 | 客員教授    | 前田 眞  |
| まちづくりコーディネーター | (株)大建設計工務    | 代表取締役社長 | 正岡 秀樹 |

■松山市中心市街地活性化協議会会員名簿(令和7年4月1日現在)

| 区分   | 組織名                          | 役職              |           |
|------|------------------------------|-----------------|-----------|
| 正会員  | 松山商工会議所                      | 副会頭             |           |
|      | (株)まちづくり松山                   | 代表取締役社長         |           |
| 準会員  | 松山市                          | 開発建築部長          |           |
|      | (公財)松山観光コンベンション協会            | 会長              |           |
|      | (株)伊予鉄グループ                   | 常務取締役           |           |
|      | 松山市商店街連盟                     | 会長              |           |
|      | 道後温泉誇れるまちづくり推進協議会            | 会長              |           |
|      | (一社)お城下松山                    | 理事長             |           |
| 協力会員 | 国土交通省四国地方整備局<br>松山河川国道事務所    | 事務所長            |           |
|      | 愛媛県経済労働部                     | 経営支援課長          |           |
|      | 愛媛県中予地方局建設部                  | 部長              |           |
|      | 松山東警察署                       | 生活安全課 調査官       |           |
|      | (株)日本政策投資銀行松山事務所             | 所長              |           |
|      | 愛媛大学                         | 地域共創研究センター長     |           |
|      | 松山大学                         | 総合研究所長          |           |
|      | 松山アーバンデザインセンター               | センター長           |           |
|      | 松山市社会福祉協議会                   | 常務理事            |           |
|      | 松山市公民館連絡協議会                  | 副会長             |           |
|      | 松山市小中学校 PTA 連合会              | 会長              |           |
|      | (公社)松山青年会議所                  | 理事長             |           |
|      | (株)伊予鉄高島屋                    | 代表取締役専務取締役      |           |
|      | (株)松山三越                      | 取締役 店長兼営業部長     |           |
|      | NPO 法人日本ガーディアンエンジェルス<br>松山支部 | 支部長             |           |
|      | 四国電力(株)愛媛支店                  | 法人営業課長          |           |
|      | 四国ガス(株)松山支店                  | 理事 支店長          |           |
|      | (株)伊予銀行                      | 地域創生部 部長        |           |
|      | (株)愛媛銀行                      | 常務執行役員 総務部長     |           |
|      | 愛媛信用金庫                       | 営業統括部長          |           |
|      | 四国旅客鉄道(株)愛媛企画部               | 部長              |           |
|      | 西日本電信電話(株)四国支店               | 四国支店長           |           |
|      | (株)愛媛CATV                    | 専務取締役           |           |
|      | 愛媛ホテル協会                      | 会長              |           |
|      | 賛助会員                         | 経済産業省四国経済産業局産業部 | 部長        |
|      |                              | 国土交通省四国地方整備局建政部 | 都市・住宅整備課長 |

| 区 分 | 組 織 名                              | 役 職                             |
|-----|------------------------------------|---------------------------------|
|     | 独立行政法人中小企業基盤整備機構<br>高度化事業部まちづくり推進室 | 高度化事業部まちづくり推進室長                 |
|     | 独立行政法人都市再生機構西日本支社                  | 都市再生業務部まちづくり支援室<br>まちづくり支援課担当課長 |
|     | (一財)民間都市開発推進機構                     | 地域連携推進役                         |

## (2) 総会及び運営会議の開催状況

### ■松山市中心市街地活性化協議会 総会

| 年度    | 回   | 年月日           | 議題等  |
|-------|-----|---------------|--|
| 令和元年度 | 第1回 | 令和1年<br>6月6日  | 議題<br>1. 正副会長の選任について<br>2. 監事の選任について<br>3. 運営会議委員の承認について<br>4. 平成30年度事業報告(案)について<br>5. 平成30年度収支決算(案)について<br>6. 令和1年度事業計画(案)について<br>7. 令和1年度収支予算(案)について |
|       | 第2回 | 令和2年<br>2月3日  | 議題<br>1. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議会意見について  |
| 令和2年度 | 第1回 | 令和2年<br>6月29日 | 議題<br>1. 令和1年度事業報告(案)について<br>2. 令和1年度収支決算(案)について<br>3. 令和2年度事業計画(案)について<br>4. 令和2年度収支予算(案)について<br>5. 運営会議委員の承認について                                     |
|       | 第2回 | 令和2年<br>9月11日 | 議題<br>1. 第3期松山市中心市街地活性化基本計画に対する意見書(案)の提出について<br>2. 監事の選任について   |
|       | 第3回 | 令和3年<br>3月25日 | 議題<br>1. 監事の選任について   |
| 令和3年度 | 第1回 | 令和3年<br>7月27日 | 議題<br>1. 正副会長の選任について<br>2. 監事の選任について<br>3. 運営会議委員の承認について<br>4. 令和2年度事業報告・収支決算(案)について<br>5. 令和3年度事業計画・収支予算(案)について                                       |
|       | 第2回 | 令和4年<br>1月14日 | 議題<br>1. 中心市街地活性化基本計画の変更に伴う意見書について   |
| 令和4年度 | 第1回 | 令和4年<br>7月14日 | 議題<br>1. 令和3年度事業報告・収支決算(案)について<br>2. 令和4年度事業計画・収支予算(案)について<br>3. 運営会議委員の承認について<br>4. その他<br>報告<br>1. 松山市中心市街地活性化基本計画の現状報告等について                         |

| 年度    | 回   | 年月日            | 議題等   |
|-------|-----|----------------|---|
| 令和4年度 | 第2回 | 令和5年<br>1月10日  | 議題<br>1.会長の選任について<br>2.監事の選任について<br>3.松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議会意見について<br>4.その他<br>報告<br>1.松山市中心市街地でのまちづくりの取組内容について<br>2.研修会の開催について                               |
| 令和5年度 | 第1回 | 令和5年<br>8月3日   | 議題<br>1.役員の選任について<br>(1)正副会長の選任について<br>(2)監事の選任について<br>2.運営会議委員の承認について<br>3.令和4年度事業報告・収支決算(案)について<br>4.令和5年度事業計画・収支予算(案)について<br>報告<br>1.松山市中心市街地活性化基本計画の現状報告等について |
|       | 第2回 | 令和6年<br>1月10日  | 議題<br>1.中心市街地活性化基本計画の変更に伴う協議会意見について   |
| 令和6年度 | 第1回 | 令和6年<br>5月27日  | 議題<br>1.令和5年度事業報告・収支決算(案)について<br>2.令和6年度事業計画・収支予算(案)について<br>3.運営会議委員の委嘱について<br>4.役員の選任について<br>5.その他<br>報告<br>1.松山市中心市街地活性化基本計画の現状報告について                           |
|       | 第2回 | 令和7年<br>1月8日   | 議題<br>1.運営会議委員の委嘱について<br>2.松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議会意見について   |
| 令和7年度 | 第1回 | 令和7年<br>10月20日 | 議題<br>1.役員の選出について<br>2.運営会議委員の委嘱について<br>3.令和6年度事業報告・収支決算について<br>4.令和7年度事業計画・収支予算(案)について<br>5.第4期松山市中心市街地活性化基本計画に対する意見書(案)の提出について<br>6.その他                         |

■松山市中心市街地活性化協議会 運営会議

| 年度     | 回   | 年月日            | 議題等   |
|--------|-----|----------------|---|
| 平成30年度 | 第3回 | 平成31年<br>3月4日  | 議題<br>1. 役員の改選について<br>2. 平成30年度事業報告(案)・収支決算見込みについて<br>3. 平成31年度事業計画(案)・収支予算(案)について  |
| 令和元年度  | 第1回 | 令和1年<br>5月30日  | 議題<br>1. 正副会長の選任について<br>2. 監事の選任について<br>3. 運営会議委員の承認について<br>4. 平成30年度事業報告(案)について<br>5. 平成30年度収支決算(案)について<br>6. 令和1年度事業計画(案)について<br>7. 令和1年度収支予算(案)について<br>8. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について |
|        | 第2回 | 令和1年<br>8月19日  | 議題<br>1. 令和1年度当協議会事業の進捗状況について<br>2. 松山市中心市街地活性化基本計画について<br>○第2期計画平成30年度定期フォローアップ<br>○第3期計画<br>3. 意見交換   |
|        | 第3回 | 令和1年<br>12月17日 | 議題<br>1. 令和1年度当協議会事業の進捗状況について<br>2. 来街者消費行動調査、通行量調査等報告について<br>3. 松山市中心市街地活性化基本計画(第3期)について<br>4. 意見交換  |
| 令和2年度  | 第1回 | 令和2年<br>5月27日  | 議題<br>1. 令和1年度事業報告(案)について<br>2. 令和1年度収支決算(案)について<br>3. 令和2年度事業計画(案)について<br>4. 令和2年度収支予算(案)について<br>5. 運営会議委員の承認について<br>6. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について                                     |
|        | 第2回 | 令和2年<br>9月1日   | 議題<br>1. 第3期松山市中心市街地活性化基本計画に対する意見書(案)の提出について<br>2. 監事の選任について<br>3. 新入会員の承認について  |

| 年度    | 回   | 年月日            | 議題等   |
|-------|-----|----------------|---|
| 令和3年度 | 第1回 | 令和3年<br>7月12日  | 議題<br>1. 正副会長の選任について<br>2. 監事の選任について<br>3. 運営会議委員の承認について<br>4. 令和2年度事業報告・収支決算(案)について<br>5. 令和3年度事業計画・収支予算(案)について<br>6. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について<br>7. 中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて              |
|       | 第2回 | 令和3年<br>12月28日 | 議題<br>1. 中心市街地活性化基本計画の変更に伴う意見について   |
| 令和4年度 | 第1回 | 令和4年<br>5月27日  | 議題<br>1. 運営会議委員の承認について<br>2. 令和3年度事業報告・収支決算(案)について<br>3. 令和4年度事業計画・収支予算(案)について<br>4. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について<br>5. 中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて  |
|       | 第2回 | 令和4年<br>12月22日 | 議題<br>1. 会長の選任について<br>2. 監事の選任について<br>3. 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る協議会意見について<br>4. その他   |
| 令和5年度 | 第1回 | 令和5年<br>7月11日  | 議題<br>1. 総会への提出議案について<br>(1) 役員の改選について<br>(2) 運営委員の選任について<br>(3) 令和4年度事業報告・収支決算(案)について<br>(4) 令和5年度事業計画・収支予算(案)について<br>2. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について<br>3. 中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに対する意見書(案)について |
|       | 第2回 | 令和5年<br>12月21日 | 議題<br>1. 総会提出議案について<br>(1) 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る意見について<br>2. まちづくり連携促進会議の開催について<br>3. 先進視察について<br>4. その他  |

| 年度    | 回   | 年月日            | 議題等   |
|-------|-----|----------------|---|
| 令和6年度 | 第1回 | 令和6年<br>5月8日   | 議題<br>1. 令和6年度第1回総会提出議案について<br>(1) 役員の選任について<br>(2) 令和6年度運営委員の委嘱について<br>(3) 令和5年度事業報告・収支決算について<br>(4) 令和6年度事業報告・収支決算(案)について<br>2. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について<br>3. 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップに対する意見(案)について<br>4. その他 |
|       | 第2回 | 令和6年<br>12月19日 | 議題<br>1. 令和6年度第1回総会提出議案について<br>(1) 松山市中心市街地活性化基本計画の一部変更に係る意見について<br>2. その他  |
| 令和7年度 | 第1回 | 令和7年<br>10月15日 | 議題<br>1. 役員の選出について<br>2. 運営会議委員の委嘱について<br>3. 令和6年度事業報告・収支決算について<br>4. 令和7年度事業計画・収支予算(案)について<br>5. タウンマネージャー・まちづくりコーディネーターの選任について  |

### (3) 松山市中心市街地活性化協議会による意見書

#### 第4期松山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

基本計画を考察するための社会経済の現状として、松山市は既に人口減少局面に入り、今後、人口が増加するフェーズに移行することは、長期的な視点においても困難であろう。これは、時代の転換期であり、これまでの人口増加、経済成長を前提としたまちづくりの在り方から、大きな方向転換が必要となっている。

こうした中で、全国で統一的な中心市街地の活性化手法から脱却し、それぞれの地域が、それぞれの地域資源や強みを活かし、それぞれの中心市街地の活性化手法を選択、実行していくことが求められている。

また、人口減少社会の中で、先行事例などにより、あらためて、中心市街地活性化の必要性や、コミュニティとしての可能性が注目されている。まさに、人口減少社会を迎えて、それぞれの地域が、中心市街地をどのような街にしていくかが問われている状況にある。このような、時代の要請の中で、松山市の中心市街地の活性化についても、これまでの延長線上にはない、新たなビジョンと取り組みが必要となっている。

まず、基本計画案に記載されている通り、人口減少、特に高齢化が進む中で、利便性の高い街中に住むことのニーズは高まっており、今後、中心市街地の人口や通行量は、短期から中期的には、人口減少を超える幅で、増加させることの可能性を有している。また、松山の地域特性を鑑みると、国際的に魅力のある観光コンテンツを造成できる強みがあり、インバウンドを含めた観光客の増加で中心市街地の活性化を図ることも可能である。しかしながら、世界全体を見渡した時に、地元の住民と観光客が共存して中心市街地の活性化に成功することは理想ではあるものの、その事例は稀有であり、松山市においては、選択と集中による市民か観光客の優先順位を考えながら、まちづくりを行うことが求められる。

現状の基本計画案では、観光コンテンツの充実を掲げているが、インバウンド向けの事業は、地域経済に持続的な効果が必ずしも確約されていないクルーズ船事業と、市民に対するまちづくりに関係のない観光誘客事業に限られており、方針と施策の一致が見られない状況にある。また、他の観光振興事業は、インバウンド誘客に関連があるものの、国内向けのものが多い。インバウンドに対するキラーコンテンツの造成や消費拡大につながる施策は計画されていない。また、基本計画は、松山市民や国内の観光客に向けた指標と事業が大部分を占めている。これは、高齢化と人口減少社会において、市民のウェルビーイング向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化策として評価できるものの、基本計画でも分析されている通り、市民のウェルビーイング向上だけでは、コロナ禍を経て多様化した消費ニーズから、商業が持続可能でないため、中心市街地の経済は縮小均衡に向かう可能性が高くなると推測される。

結論として、短期的には、本計画は効果が見込まれるものであるが、非常に先行きが不確実な社会経済情勢において、基本方針と事業が明確な将来ビジョンに基づいてストーリー化されていないことに課題がある。人口増加や経済成長の時代にあった網羅的な施策では、地域は持続可能ではないため、中長期的な視点をもって、より活発に市民を巻き込んだ議論と選択を行い、時代や地域に即した中心市街地活性化の方針や事業を定める取り組みを追加されたい。

## (4) 松山市中心市街地活性化協議会の規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「松山市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 協議会は、松山市の中心市街地活性化について考え、中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という)第9条第1項の規定により松山市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整及びまちづくり事業をサポートすることにより、松山市中心市街地の活性化を図り、引いては松山市の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

#### (1) 中心市街地活性化に係る総合調整に関する活動

- ア 松山市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 松山市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 松山市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- エ 松山市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修の開催
- カ 協議会活動の情報発信
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

#### (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関する活動

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ アからエまでに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

#### (3) その他

- ア 中心市街地の活性化に関する評価、検証
- イ その他中心市街地の活性化に関すること

### 第2章 会員

(会員の種類)

第5条 協議会の会員は、次のものにより構成される。

#### (1) 正会員

- ア 株式会社まちづくり松山(法第15条第1項第1号口)

イ 松山商工会議所(法第15条第1項第2号イ)

(2) 準会員

ア 松山市中心市街地において、法第9条第2項第4号から第8号までに規定する事業(市街地整備改善、都市福利、中心部居住、商業の活性化に関する事業)を実施しようとする者(法第15条第4項第1号)

イ 松山市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者  
(法第15条第4項第2号)

ウ 松山市(法第15条第4項第3号)

(3) 協力会員

ア 協議会の目的に賛同し、松山市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う正会員及び準会員以外の者(法第15条7項及び8項の一部)

(4) 賛助会員

ア 協議会の目的に賛同し、松山市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等をサポートする正会員、準会員及び協力会員以外の者(法15条8項)

(入会)

第6条 準会員、協力会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、総会の審議を経て会長の承認を得なければならない。

(会費及び拠出金品)

第7条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の金額並びに納入方法については、別途定める。
- 3 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届によりその旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
  - (2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき
- 2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員等

(役員)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 3名

- 2 会長、副会長は、総会において正会員の中から選任する。
- 3 監事は、総会の同意を得て、会長が選任する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(タウンマネージャー)

第12条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置することができる。

- 2 タウンマネージャーは、運営会議の審議を経て、会長が委嘱する。
- 3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するために、松山商工会議所、株式会社まちづくり松山に事務局を置く。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第14条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1)総会
- (2)運営会議
- (3)個別プロジェクト検討会議

(総会)

第15条 総会は、正会員、準会員、協力会員によって構成する。

- 2 総会は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、正会員、準会員、協力会員及び監事の参加により年に2回定期的を開催する。また、必要に応じて会長が招集し適宜開催することができる。
- 6 総会では、正副会長の選任、監事の選任の同意、規約の変更、事業計画及び事業報告の承認、収支予算及び収支決算の承認、入会・退会・除名者の承認、行政・関係機関等からの要請による意見の提出、その他会長が必要と認める事項について議決する。ただし、事業計画、収支予算の決定又は変更、入会、行政・機関等からの要請による意見の提出については総会の議決を経て運営会議に委任することができる。また、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携の場とする。

(運営会議)

第16条 運営会議は正会員、準会員の中から、総会の承認を得て、会長が委嘱する運営委員によって構成する。

- 2 運営委員長は会長が指名する。
- 3 運営会議は、運営委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 運営会議は、運営委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 運営会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 運営会議は、適宜開催し、第15条6項等に定める総会に附議すべき事項、タウンマネージャーの選出、個別プロジェクト検討会議の内容、本協議会の運営上重要かつ緊急を要する事項及び、前条第6項により総会から委任を受けた事項を審議し議決する。
- 7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、運営会議に関係者の出席を求めることができる。
- 8 第10条(役員)第4項の規定は、運営委員について準用する。

#### (個別プロジェクト検討会議)

第17条 個別プロジェクト検討会議は、中心市街地活性化に関する事業について、事業者、地権者等の関係者及び運営委員が出席し、事業ごとに、適宜開催する。

事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について協議する。

- 2 個別プロジェクト検討会議は、運営委員長が招集し、運営委員又はタウンマネージャーが議長となる。

## 第5章 会計

### (会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (収入・支出)

第19条 協議会の収入は、会費、寄附金及び交付金等による。

- 2 協議会の支出は、活動費、会議費、事務費、通信費、その他運営に要する経費とする。

## 第6章 解散

### (解散)

第20条 解散する場合は、総会構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第7章 雑則

### (公表の方法)

第21条 協議会の公表は、松山市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、官報掲載等によりこれを行うものとする。

## 附 則

- 1 この規約は、平成19年8月24日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成21年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営会議の承認

を得て、別に定める。

#### 附 則

本改正規約は、平成20年3月18日から施行する。

#### 附 則

本改正規約は、平成21年3月16日から施行する。

### (5) 法第 15 条各項の規定に適合していること

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- 第1項第1号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「株式会社まちづくり松山」を組織の会員としている。(本市の出資比率は 3.1%)
- 第1項第2号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、松山商工会議所を組織の会員としている。
- 第3項の規定と協議会規約第 21 条に基づいて、公表を行っている。
- 第4項及び第6項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者を会員として加えている。
- 第5項の規定については、協議会規約第 6 条の規定に基づき、総会の審議を経て会長の承認を得て入会することができる。
- 第6項の規定については、協議会規約第 5 条第 2 項から第 4 項の規定により参加を要請することができる。
- 第7項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めている。
- 第8項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えている。
- 第9項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見を受けている。
- 第 10 項の規定に基づき、協議結果を尊重するようにしている。
- 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めている。

## [ 3 ] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

### (1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

#### ① 統計的データの客観的な把握・分析

人口、商業、観光、交通等に関する統計的データを把握・分析し、「1. [2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」に記載している。

#### ② 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「第7次松山市総合計画の策定に向けた市民意識調査」、「第4期松山市中心市街地活性化基本計画アンケート」、「松山中央商店街(大街道・銀天街・まつちかタウン)街頭アンケート」より地域住民のニーズ等を把握・分析し、「1. [3]地域住民のニーズ等の把握・分析」に記載している。

#### ③ 前基本計画等に基づく取組の把握・分析

事業等の進捗状況、目標の達成状況及び定性的評価等について「1. [4]これまでの中心市街地活性化に関する取組」に記載している。

### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連絡・調整

#### ① パブリックコメントの実施

本計画の案について、広く市民等の意見を聴取するため、令和7年9月1日から令和7年9月30日までの間、パブリックコメントを実施している。

#### ② 各種団体との連携

中心市街地活性化の推進に当たっては、民間事業者やまちづくり団体、大学、行政、第3セクターなど多様な主体の連携・協働により取組を行っていく。

これらの多様な主体が参画するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整する組織が中心市街地活性化協議会であるが、松山市中心市街地活性化協議会は、基本計画に対する協議や調整だけでなく、自ら活性化事業に取り組むことが特徴であり、株式会社まちづくり松山、松山商工会議所をはじめとする協議会メンバーを中心に、多様な主体が連携して、まちづくり初動期支援、商業振興対策等の活性化事業を行っている。

また松山市では、平成26年2月に公・民・学連携まちづくりの共通プラットフォームとして松山市都市再生協議会が設立され、平成26年4月には愛媛大学にアーバンデザイン研究部門が新設され、現在は4人の研究者(特定研究員2人、客員研究員3人)が配属されている。そして、平成26年10月に松山アーバンデザインセンター[UDCM]の拠点施設が中心市街地に設置された。

今後、松山市中心市街地活性化協議会を中心としながら、アーバンデザインセンターとも連携し、引き続き、各種事業者、団体とも、より一層の協力体制を構築することで、中心市街地活性化に多様な主体の発想等を取り入れ、個別事業を効率的、効果的に推進していく。

■松山市都市再生協議会委員(令和7年4月1日時点)

| 役職  | 団体名・肩書               | 区分      |
|-----|----------------------|---------|
| 会長  | 愛媛大学大学院 理工学研究科 准教授   | 大学      |
| 副会長 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授    | 大学      |
| 副会長 | 松山市 副市長              | 行政      |
| 監事  | 松山大学 経営学部 教授         | 大学      |
| 監事  | (株)伊予鉄グループ 取締役       | 公共交通事業者 |
|     | 松山商工会議所 会頭           | 地域経済団体  |
|     | (株)まちづくり松山 代表取締役社長   | まちづくり団体 |
|     | 愛媛大学 社会共創学部 教授       | 大学      |
|     | 聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 教授  | 大学      |
|     | 松山東雲女子大学 教授          | 大学      |
|     | 松山市 坂の上の雲まちづくり部長     | 行政      |
|     | 松山市 都市整備部長           | 行政      |
|     | 松山市 都市整備部 交通拠点整備担当部長 | 行政      |
|     | 松山市 開発建築部長           | 行政      |
|     | 松山市 産業経済部長           | 行政      |

■松山アーバンデザインセンター(令和7年8月1日時点)

| 役職           | 団体名・肩書   |
|--------------|--|
| センター長        | 東京大学大学院工学系研究科 教授   |
| 副センター長       | 愛媛大学社会共創学部 教授  |
|              | 愛媛大学社会共創学部 教授  |
| ディレクター(常勤)   | 愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター<br>アーバンデザイン寄附研究部門 特定研究員             |
|              | 愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター<br>アーバンデザイン寄附研究部門 特定研究員             |
|              | 愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター<br>客員研究員                            |
|              | 愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター<br>客員研究員                            |
| アシスタントディレクター | 愛媛銀行 石井支店/愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター<br>客員研究員                  |
|              | 愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター<br>アーバンデザイン寄附研究部門 研究補助員             |
| 特別研究員        | 東京大学大学院工学系研究科博士後期課程  |
| 事務スタッフ       | 愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センター<br>アーバンデザイン寄附研究部門研究補助員              |
|              | 愛媛大学社会連携支援部地域協働課防災情報チーム<br>事務補佐員                           |
| アドバイザー       | 国土交通省都市局国際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室長                            |
| プロジェクトディレクター | 松江工業高等専門学校 准教授/愛媛大学地域協働推進機構防災情報研究センター アーバンデザイン寄附研究部門 客員准教授 |

| 役職 | 団体名・肩書                   |
|----|--------------------------|
|    | 復建調査設計(株)松山支店総合計画課 課長    |
|    | 株式会社いよぎん地域経済研究センター 主席研究員 |
|    | 坂の上の雲ミュージアム 前総館長         |
|    | 愛媛大学社会共創学部 講師            |
|    | 豊橋技術科学大学 准教授             |
|    | 東京理科大学理工学部 教授            |
|    | 東京大学大学院工学系研究科 准教授        |
|    | セキ株式会社経営管理本部 部長          |
|    | 埼玉大学大学院理工学研究科 教授         |